

別記3「本制度に登録できない企業等」

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人
- (2) 国税又は地方税等を滞納している企業等
- (3) 県又は国等の補助金において不正受給をした企業等
- (4) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない企業等
- (5) 労働関係法規等の法令に違反している企業等
- (6) 企業等又は企業等の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関わりのある企業等
- (7) 企業等又は企業等の役員等が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している企業等
- (8) 登録申込時点で破産手続開始決定を受けている、倒産又は解散している企業等
- (9) その他、本制度の信頼を損なうおそれのある企業等